都道府県 各 指定都市民生主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局振興課長

構造改革特別区域における「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」について

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

記

1 目的

近隣において、知的障害者デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び児童デイサービス事業を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所を利用することにより、身近な場所でのサービス利用を可能とすることを目的とする。

2 対象者

- (1)知的障害者福祉法に基づく知的障害者デイサービス又は児童福祉法に基づく 児童デイサービスの対象要件を満たしていること。
- (2)身近な場所で、知的障害者デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び児童デイサービス事業を利用することが困難な障害児であること。
- (3)知的障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。

3 実施方法

市町村が介護保険法による指定通所介護事業所又は身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所若しくは知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所に委託することにより実施すること。

4 利用単価

利用者	利用するサービス	支 弁 基 準 額
知的障害者	通所介護を利用する場合	単独型知的障害者デイサー ビス支援費単価と同額とする。
障害児	通所介護を利用する場合	児童デイサービス支援費単 価と同額とする。
障害児	身体障害者デイサービス を利用する場合	児童デイサービス支援費単 価と同額とする。
障害児	知的障害者デイサービス を利用する場合	児童デイサービス支援費単 価と同額とする。

知的障害者が通所介護を利用する場合の単価の区分は、当該知的障害者が知的 障害者デイサービスを利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。 なお、国庫補助の取扱いについては「在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金 交付要綱」等により別途定めるものとする。

5 留意事項

(1)利用に当たっては、各デイサービスの利用対象者に対するサービスの提供に 影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意して実施すること。

食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害 児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的 障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満た していない場合は新たに必要な職員を確保すること。

介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法よる指定デイサービス事業所又は知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害児を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて児童福祉法による指定デイサービス事業所や肢体不自由児施設等の障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させる等、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

- (2)本事業は、介護保険サービス及び障害者の支援費制度上のサービスと国庫補助事業との経理区分を明確にして実施すること。
- (3)利用に当たっては、各市町村の障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で、利用状況及び利用実績の情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、円滑に利用できるよう努めること。

また、各都道府県及び各市区町村間においても、緊密な連携を図ること。